

富山県情報公開審査会答申概要（答申第42号）

- 件 名 林地開発途上での許可に係る部分開示決定等処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成24年7月15日
- 実施機関の決定日 平成24年8月8日
- 実施機関（担当課） 森林政策課
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第3号（法人等情報）
- 異議申立て年月日 平成24年8月28日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、不足する部分を加えて開示を求める。
- 諮問年月日 平成24年9月3日
- 答申年月日 平成26年4月22日
- 争点 対象公文書特定の妥当性

○ 審査会の判断

<結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

<理由>

異議申立人は、実施機関が同人の求める情報や請求目的を承知していながら、本件処分において開示していない公文書があると主張するので、本件処分において特定した文書（以下「本件文書」という。）以外に、本件処分において特定及び開示の対象たる公文書（以下「本件対象公文書」という。）が存在するか否かについて検討したところ、次のとおりであった。

- (1) 実施機関は、開示請求に対して、過去5年間に、森林法第10条の2第1項の許可に知事が附した同条第4項の条件に違反して林地開発行為が行われた事例（以下「法違反事例」という。）に関する各公文書を特定した。

実施機関は、本件処分において法違反事例として各公文書を特定した理由について、当該各事例は、林地開発行為に係る森林の境界の変更又は森林の面積に増減が生じたにもかかわらず、富山県森林法施行規則第16条第1項の規定により必要な変更許可申請を行わず開発行為に及んだことで、申請図書の内容に従って林地開発行為を行うことという知事が附した許可の条件に違反するものであると説明する。

請求に係る公文書の特定に関し、審査会で実施機関に意見聴取し、また、関係法令等も確認した上で本件文書が本件対象公文書に該当するか否かを見分し、また、審査会事務局職員をして実施機関の執務室及び書庫を調査させたところ、本件文書以外に法違反事例に関する公文書は確認できなかったことから、本件文書以外に本件対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

なお、異議申立人が違反行為を発見した根拠資料として開示を求めていると推量される文書についても、審査会が実施機関に意見聴取し、また、関係法令等も確認した上で見分したところ、当該文書が本件対象公文書に該当しないとする実施機関の説明に特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

- (2) 「記録の全部」という異議申立人が請求した内容には県の複数の機関が関与しとりまとめたメモも含まれるにもかかわらず開示していないとの同人の主張に対して、実施機関は、本件処分において部分開示している所管の県出先機関との打合せ記録を除き、公文書不存在として非開示決定処分したと説明する。同人は、当該非開示決定処分に対する異議申立てをしていないから、当該非開示決定処分に係る審議は必要ないが、事務局職員をして調査させたところ、本件文書以外に、関係機関との打合せ記録の存在は確認できなかった。